

# 環境関連法規制等の動き 2014年2月(2013.12.17~2014.1.20)

## 1. 法令情報

### 1-1-1. 温室効果ガス総排出量の算定に係る他人から供給された電気の使用に伴う

二酸化炭素の排出の程度を示す係数を公表する件の一部を改正する件

＜経済産業・環境省告示第9号＞(3件共2013.12.18公布)

### 1-1-2. 特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の規定に基づき、電気

事業者ごとの特定排出者による他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を

示す係数及び代替する係数を公表する件の一部を改正する件 　＜経済産業・環境省告示第10号＞

### 1-1-3. 温室効果ガス排出量の報告等に関する命令の規定に基づき、電気事業者ごとの調整後排出係数を

公表する件の一部を改正する件 　＜経済産業・環境省告示第11号＞

温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度により、特定排出者が2013年度の温室効果ガス排出量を算定する際に用いる、実排出係数及び調整後排出係数等が公表されました。原発停止等の影響により沖縄電力を除く一般電気事業者9社の実排出係数は、単純平均で前年度比+15%、調整後排出係数は同+11%と2年連続増加になりました。

温室効果ガスの排出量算出に適用します。

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17512>

### 1-2. 労働安全衛生規則第95条の6の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等の一部を改正する件

＜厚生労働省告示第389号＞(2013.12.27告示、2014.1.1適用)

題記規定は、当該物質毎に年間500kg以上を製造・取り扱いする事業所で、労働者をガス・蒸気・粉じんによく露するおそれのある作業に従事させたときには、「有害物ばく露作業報告書」を所轄労働基準監督署長に提出することを定めています。

2014年は、対象がエチレングリコール、過酸化水素水、ニッケル等26物質に改正されました。

上記に該当する事業者に適用されます。

＜参考＞官報 <http://kanpou.npb.go.jp/20131227/20131227h06201/20131227h062010006f.html>

### 1-3-1. 火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令

＜経済産業省令第65号＞(2013.12.26公布、2件共2013.12.27施行)

### 1-3-2. 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の

施行に伴う総務省関係省令の整備に関する省令 　＜総務省令第126号＞(2013.12.27公布)

1-3-1では、①火薬類取締法施行規則、②冷凍保安規則、③液化石油ガス保安規則、④一般高圧ガス保安規則、⑤ガス事業法施行規則、⑥コンビナート等保安規則、⑦電気事業法施行規則、1-3-2では⑧危険物の規制に関する規則、⑨消防法施行規則、⑩石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織に関する省令、の合わせて10法令が改正されました。

改正内容は、引用法令が「東南海・南海地震」から「南海トラフ地震」に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に変更になったものです。改正法は、前述の地震名称の変更と、内閣総理大臣による地震防災対策推進地域・津波避難対策特別強化地域等の指定と、それに伴う対応等が定められています。

今回新たに上記の地震防災対策推進地域・津波避難対策特別強化地域に指定された場合には、6ヶ月以内に危害予防規程(⑤⑦は保安規定、⑧は予防規程、⑨は防火管理、⑩は防災規程)の制定(①は認可、⑤⑥⑦は届出、②③④⑥は提出)が必要になります。また、指定地域内の新設・変更時には法改正前同様に、通常の届出内容に加え、南海トラフ地震の津波からの避難の確保、防災訓練・教育・広報の記載が必要になります。

上記対象地域の該当設備に適用されます。

〈参考〉官報 <http://kanpou.npb.go.jp/20131226/20131226g00282/20131226g002820012f.html>

〈参考〉官報 <http://kanpou.npb.go.jp/20131227/20131227h06201/20131227h062010002f.html>

1-4-1. エネルギーの使用の合理化に関する法律の

一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令〈政令第 369 号〉

(1-4-1~16 : 2013. 12. 27、1-4-17~21 : 2014. 1. 17 公布、2014. 4. 1 施行(一部 2013. 12. 28 施行) )

1-4-2. エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行に伴う

関係政令の整備に関する政令 〈政令第 370 号〉

1-4-3. 温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令 〈内閣府・総務・

法務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛省令第 1 号〉

1-4-4. エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

〈経済産業省令第 66 号〉

1-4-5. 自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令の一部を改正する省令

〈経済産業・国土交通省令第 1 号〉

1-4-6. 特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令及び温室効果ガス算定

排出量等の集計の方法等を定める省令の一部を改正する省令 〈経済産業・環境省令第 8 号〉

1-4-7. エネルギーの使用の合理化等に関する基本方針 〈経済産業省告示第 268 号〉

1-4-8. エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行に伴う

経済産業省関係告示の整備に関する告示 〈経済産業省告示第 269 号〉

1-4-9. 断熱材の性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準等

〈経済産業省告示第 270 号〉

1-4-10. 工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針

〈経済産業省告示第 271 号〉

1-4-11. 荷主における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針

〈経済産業・国土交通省告示第 9 号〉

1-4-12. エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律等の施行に伴う

経済産業省・国土交通省関係告示の整理に関する告示 〈経済産業・国土交通省告示第 10 号〉

1-4-13. 貨物自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等及び乗用自動車の性能の向上に

関する製造事業者等の判断の基準等を改正する件 〈経済産業・国土交通省告示第 11 号〉

1-4-14. 自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が

告示で定める方法の一部を改正する件〈国土交通省告示第 1308 号〉

1-4-15. 特定改造自動車のエネルギー消費効率相当値の算定実施要領の一部を改正する件

〈国土交通省告示第 1309 号〉

1-4-16. 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領の一部を改正する件

〈国土交通省告示第 1310 号〉

1-4-17. エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る

届出等に関する省令等の一部を改正する省令 〈国土交通省令第 3 号〉

1-4-18. 旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する旅客輸送事業者の判断の

基準及び貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物輸送事業者の

判断の基準の一部を改正する告示 〈経済産業・国土交通省告示第 1 号〉

1-4-19. 貨物の輸送に係る電気の需要の平準化に資する措置に関する電気使用貨物輸送事業者の指針

〈経済産業・国土交通省告示第 2 号〉

1-4-20. 旅客の輸送に係る電気の需要の平準化に資する措置に関する電気使用旅客輸送事業者の指針

〈経済産業・国土交通省告示第 3 号〉

#### 1-4-21. エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律等の施行に伴い

##### 建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準等の

##### 一部を改正する件 <国土交通省告示第 39 号>

題記改正省エネ法は、法律名が「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」と「等」が追加になり、①トップランナー（エネルギー消費効率の最も優れた製品の性能や技術開発の見通しを勘案して省エネ基準を決める）制度に建築材料（窓、断熱材等）を追加、②需要家サイド（工場、輸送等）での電力ピーク（平準化）対策が主な改正内容です。今回はこの関連法整備関係です。

①の関連は 1-4-2・-4・-9・-12・-21 で、②の関連は 1-4-4・-13・-17・-18 です。新規に制定された基本方針、指針は 1-4-7・-10・-11・-19・-20、実質的な変更の無い引用法令の変更（「等」追加）や引用用語の変更（例：特定機器→特定エネルギー消費機器）は 1-4-3・-5・-6・-8・-14・-15・-16 です。

①については、建物の新築・増改築時の建築材料選定の参考に、②は従来のエネルギー消費原単位に加え、新しく電気需要平準化評価原単位（電気の需要の平準化に資する措置を評価したエネルギーの使用に係る原単位：計算式は様式に記載）が追加され、電力需要ピーク時（1-4-10：7月～9月・12月～3月、8:00～22:00）のエネルギーを低減した効果も評価され、中長期計画等（2014年度、2015.7.提出分から）に反映できるようになります。

省エネに取り組む事業所に適用されます。

<参考>経済産業省ホームページ <http://www.meti.go.jp/press/2013/12/20131227001/20131227001.html>

#### 1-5-1. 消防法施行令の一部を改正する政令 <政令第 368 号> (3 件共 2013. 12. 27 公布、2015. 4. 1 施行)

#### 1-5-2. 消防法施行規則の一部を改正する省令 <総務省令第 126 号>

#### 1-5-3. 特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する

##### 省令の一部を改正する省令 <総務省令第 127 号>

花火大会会場、認知症対応型施設、ホテル等の火災を受けて、従来対象でなかった300㎡以下の小規模なホテル・旅館・宿泊所、病院・診療所についても自動火災報知設備の設置等が義務付けられました。

上記対象施設に適用されます。

<参考>消防庁ホームページ [http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h25/2512/251227\\_1houdou/01\\_houdoushiryou.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h25/2512/251227_1houdou/01_houdoushiryou.pdf)

#### 1-6. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

##### <政令第 372 号> (2013. 12. 27 公布、2014. 6. 1 施行)

題記は、①埋立場所等に排出する廃棄物の排出方法に関する基準に一定濃度以上の 1,4-ジオキサンを含む水底土砂を規制対象に追加、②国際海事機関の基準の改正に伴う、海洋環境の保全の見地から有害である物質と有害でない物質の追加等、について改正されました。

該当化学物質を海洋投入や海洋流出する可能性がある場合に適用されます。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17544>

#### 1-7-1. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 2 条第 5 項の規定に基づき化学物質を優先評価

##### 化学物質として指定した件 <厚生労働・経済産業・環境省告示第 4 号> (2 件共 2013. 12. 20 告示)

#### 1-7-2. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 2 条第 5 項の規定に基づき指定をした優先評価

##### 化学物質の指定を取り消した件 <厚生労働・経済産業・環境省告示第 4 号>

第 2 種特定化学物質の有害性要件に該当しないことが明らかでなく、リスク評価を優先的に行う必要がある、優先評価化学物質に 22 物質が追加され、2 物質が削減されました。

行政に適用されます。評価後、指定を受けた場合には事業者にも適用されます。

<参考>製品評価技術基盤機構ホームページ [http://www.safe.nite.go.jp/kasinn/kasinn\\_index.html](http://www.safe.nite.go.jp/kasinn/kasinn_index.html)

### 1-8-1. 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

＜経済産業・国土交通・環境省令第1号＞(2件共2014.1.20公布、同日施行)

### 1-8-2. 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関して必要な事項を定める告示の一部を改正する告示

＜経済産業・国土交通・環境省告示第1号＞

題記の通称オフロード車(公道を走行しない車)の軽油を燃料とする原動機の技術基準に、ブローバイ・ガス還元装置の追加、窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)の規制値等が改正され、基準適合車には丸型の基準適合表示に「軽油排出ガス2014年基準」等の表示が追加されました。

該当自動車の生産事業者に適用されます。購入車選定の参考に活用ください。

＜参考＞官報 <http://kanpou.npb.go.jp/20140120/20140120g00011/20140120g000110001f.html>

### 1-9. 放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う

関係省令の整備に関する省令 ＜環境省令第24号＞(2013.12.19告示、2013.12.20施行)

本省令で、大気汚染防止法施行規則と水質汚濁防止法施行規則が改定されますが、共に環境大臣・都道府県知事による常時監視が追加された内容です。

行政に適用され、事業者には適用されません。

＜参考＞官報 [http://kanpou.npb.go.jp/20131219\\_old/20131219h06196/20131219h061960002f.html](http://kanpou.npb.go.jp/20131219_old/20131219h06196/20131219h061960002f.html)

## 2. 一般情報

### 2-1. 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に係る大臣認定について (2013.12.24環境省)

神奈川県横浜市のJFE環境株式会社(株)が、廃棄物処理法第15条に基づき、大臣認定を受けました。

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17541>

### 2-2. 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に係る大臣認定について (2013.12.26環境省)

群馬県太田市の環境開発株式会社(株)が、廃棄物処理法第15条に基づき、大臣認定を受けました。

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17551>

### 2-3. 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に係る大臣認定について (2014.1.17環境省)

石川県金沢市の株式会社エコロジスタ(株)が、廃棄物処理法第15条に基づき、大臣認定を受けました。

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17622>

### 2-4. 2011年度の産業廃棄物の排出及び処理状況等について (2013.12.26環境省)

全国の産業廃棄物の総排出量は38,121万トン〔対前年度比△1%〕、業種・種類別排出量はほぼ前年度と同様でしたが、最終処分量は1,243万トン〔対前年度比△13%〕と減少しました。

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17554>

### 2-5. 2012年度の産業廃棄物の不法投棄等の状況について (2013.12.26環境省)

新たに判明した不法投棄事案は187件〔対前年度比△3%〕4.4万トン〔同△17%〕、不適正処理事案は179件〔同△2%〕11.3万トン〔同△90%〕と減少しましたが、5,000トン以上の大規模な不適正処理事案が新たに5件〔同+250%〕判明しました。

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17550>

## 2-6. 2012年度一般廃棄物処理実態調査結果について (2013.12.26環境省)

全国の一般廃棄物（ごみ及びびし尿）の排出及び処理状況等が公表されました。ごみ総排出量は微減、1人1日当たりのごみ排出量は微増、最終処分量は前年比3.7%減少しました。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17559>

## 2-7. 自動車リサイクル法に関する全国一斉立入検査の結果について (2013.12.26環境省)

環境省及び経済産業省は、題記立入検査を実施し、結果を公表しました。何らかの法違反又は不適正な取扱いがあった事業所数は256（検査件数の26%）でした。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17556>

## 2-8. 2012年度のフロン回収・破壊法に基づく業務用冷凍空調機器からの

### フロン類回収量等の集計結果について (2013.12.19 環境省)

題記第1種特定製品（業務用エアコン及び業務用冷蔵・冷凍機器）からのフロン類回収量は4,543トン（対前年度比+585トン）、フロン類を回収した業務用冷凍空調機器の台数は130万台（同+7万台）でした。回収は着実に実施されていますが、廃棄時等のフロン類回収率は推計値で約34%（同+5%）と、依然として低い水準でした。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17516>

## 2-9. 2013年度臭気判定士試験の結果について (2013.12.26環境省)

国家資格の臭気判定士の資格取得の条件として臭気判定士試験合格があり、本年度の合格者は177名（合格率31.0%）でした。2013.3.31現在の臭気判定士免状所有者数は3,120名です。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17552>

## 2-10. 2013年度土壌汚染調査技術管理者試験の結果について (2014.1.15環境省)

2010.4の改正土壌汚染対策法により、指定調査機関に対し技術管理者の設置が義務付けられました。本年度の合格者は324名（合格率15.9%）でした。試験問題や回答は下記を参照ください。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17603>

## 2-11. 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案」に

### 対する意見の募集について (2014.1.17環境省)

エンドスルファン及びヘキサブロモシクロドデカンの第1種特定化学物質への追加、及びヘキサブロモシクロドデカンが使用されている4製品を輸入禁止製品に追加指定する題記政令案について、環境・厚生労働・経済産業省では2.15まで意見の募集を行っています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17621>

## 2-12. ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の

### 一部を改正する省令案に対する意見の募集について (2013.12.20環境省)

PCB保管業者が毎年6月末に提出している「PCBの保管及び処分状況届出書」等に型式欄と濃度区分欄を追加、上記一般情報1.～3.で示す無害化認定業者や特別管理産業廃棄物処理業者へのPCB廃棄物の譲受け・譲渡しを明確化する規定を追加する改正について、環境省では1.20まで意見の募集をしています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17536>

**2-13. 「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて」(第4次報告案)に**

**対する意見の募集について (2014. 1. 16環境省)**

トリクロロエチレンの公共用水域及び地下水における環境基準値(健康項目)を0.03mg/L以下から0.01mg/L以下に強化する題記報告案について、環境省では2.14まで意見の募集を行っています。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17614>

**2-14. 土壌の汚染に係る環境基準の見直し(案)に対する意見の募集について (2014. 1. 14環境省)**

1,1-ジクロロエチレンの土壌の汚染に係る環境基準を、WHO 飲料水水質ガイドライン等に基づき、水質環境基準及び地下水環境基準同様の、現行の検液1 Lにつき0.02mg以下から0.1mg以下に見直しする環境基準について、環境省では2.12まで意見の募集をしています。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17598>

**2-15. 「温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令」等の一部改正案に対する**

**意見の募集について (2013. 12. 19環境省)**

2013.4に創設された、J-クレジット制度や2国間オフセット・クレジット制度を、調整後排出量に追加する等の改正案について、環境省では1.19まで意見の募集を行っています。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17515>

**2-16. 「名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会報告書(案)」に対する意見の募集について**

**(2013. 12. 27環境省)**

2010.10に名古屋で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)で採択された、「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」を国内で実施するための題記報告書について、環境省では1.24まで意見の募集をしています。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17565>

以上